

財産債務調書（次葉）

() 枚のうち () 枚目

平成年

2月3日

分

財産債務調書（次葉）

控
用

財産債務を 有する者		住所 (又は事業所、 事務所、居所など)				
		氏名		(電話) — —		
財産債務 の区分	種類	用途	所 在	数 量	(上段は有価証券等の取得価額) 財産の価額又は債務の金額	備 考
					円 円	
(摘要)						

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等、同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記入したこの財産債務調書に財産債務調書合計表を添付し、その年の翌年の3月15日までに所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（国外送金等調書法第6条の2、国外送金等調書規則別表第四）。

なお、上記提出期限までの間に、財産債務調書を提出しないで死亡したときは、この財産債務調書を提出する必要はありません。

◎ 財産債務調書の記入に当たっての留意事項

この財産債務調書には、財産債務の区分に応じて、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」並びに債務の「金額」を記入します。

なお、次のような財産については、それぞれ次のとおり記入することとして差し支えありません。

- (1) 財産債務の用途が一般用及び事業用の兼用である場合には、「用途」は「一般用、事業用」と記入し、「価額」並びに「金額」は用途別に区分することなく記入してください。

※ **事業用**とは、この財産債務調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することを行い、**一般用**とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

- (2) 2以上の財産債務の区分からなる財産債務で、それぞれの財産又は債務の区分に分けて価額又は金額を算定することが困難な場合には、いずれかの財産債務の区分にまとめて記入してください。

（財産債務の区分）

①土地（林地を含む。）、②建物、③山林、④現金、⑤預貯金（当座預金、普通預金、定期預金等の預貯金）、⑥有価証券（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の有価証券）、⑦匿名組合契約の出資の持分、⑧未決済信用取引に係る権利、⑨未決済デリバティブ取引に係る権利、⑩貸付金、⑪未収入金（受取手形を含む。）、⑫書画骨とう及び美術工芸品、⑬貴金属類、⑭その他の動産（家庭用動産を含む。）、⑮その他（①から⑭までの財産以外）の財産、⑯借入金、⑰未払金（支払手形を含む。）、⑱その他（⑯及び⑰の債務以外）の債務

※ その他の動産とは、例えば、家具、什器備品などの家財や自動車などの動産をいい、④現金、⑫書画骨とう及び美術工芸品、⑬貴金属類は含まれません。その他の財産とは、①から⑭のどの種類にも当てはまらない財産、例えば、預託金、保険の契約に関する権利、信託受益権などをいいます。

◎ 財産債務調書合計表の作成・添付

この調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります（国外送金等調書規則別表第四）。

◎ 財産債務調書の記載要領

この調書の各欄の記入に当たっては、財産債務を、用途別、所在別に分け、更に、上記「財産債務の区分」の①から⑱の財産債務に区分した上で、以下のとおり記入してください。なお、⑫書画骨とう及び美術工芸品については1点10万円未満のもの、⑭その他の動産（家庭用動産を含む。）については、1個又は1組の価額が10万円未満のものの記入は必要ありません。

1 「住所」等欄

住所を記入してください。なお、この調書を、住所以外の事業所や事務所、居所などを所轄する税務署に所得税等の確定申告書と一緒に提出する方は、（ ）内の当てはまる文字を○で囲んだ上、事業所等の所在地（上段）と住所（下段）を記入してください。

2 「財産債務の区分」欄

上記「財産債務の区分」の①から⑱の順序で記入してください。

3 「種類」欄

この欄には、「財産債務の区分」欄に記入した財産債務のうち、次に掲げる財産債務について、その種類を次のとおり記入してください。

- (1) 預貯金：「当座預金」、「普通預金」、「定期預金」等
- (2) 有価証券：「上場株式」、「非上場株式」、「公社債」、「投資信託」、「特定受益証券発行信託」、「貸付信託」等及び銘柄名

※ 株式については、「上場株式」と「非上場株式」に区分して記入してください。

- (3) 匿名組合契約の出資の持分：匿名組合名
- (4) 未決済信用取引に係る権利：「信用取引」、「発行日取引」及び銘柄名

- (5) 未決済デリバティブ取引に係る権利：「先物取引」、「オプション取引」、「スワップ取引」等及び銘柄名

- (6) 書画骨とう及び美術工芸品：「書画」、「骨とう」、「美術工芸品」

- (7) 貴金属類：「金」、「白金」、「ダイヤモンド」等

- (8) その他の動産（家庭用動産を含む。）：適宜に設けた区分

- (9) その他の財産：「預託金」、「保険に関する権利」、「信託受益権」等

- (10) その他の債務：適宜に設けた区分

※ 土地、建物、山林、現金、貸付金、未収入金、借入金、未払金については、本欄の記入は必要ありません。

4 「用途」欄

この欄には、財産債務の用途に応じて、「一般用」又は「事業用」と記入してください。

5 「所在」欄

この欄には、財産債務の所在地について、所在地のほか、氏名又は名称（金融機関名及び支店名等）を記入してください。また、上記「財産債務の区分」の①から④及び⑫から⑭

までの財産については、所在地のみを記入することとして差し支えありません。

6 「数量」欄

この欄には、「財産債務の区分」欄に記入した財産債務のうち、次に掲げる財産債務について、その数量を次のとおり記入してください。

- (1) 土地：地所数及び面積
- (2) 建物：戸数及び床面積
- (3) 山林：面積
- (4) 有価証券、匿名組合契約の出資の持分：株数又は口数
- (5) 未決済信用取引に係る権利、未決済デリバティブ取引に係る権利：株数又は口数

- (6) 書画骨とう及び美術工芸品：点数

- (7) 貴金属類：点数又は重量

- (8) その他の動産（家庭用動産を含む。）：適宜に設けた区分に応じた数量

- (9) その他の財産：「預託金」、「保険の契約に関する権利」、「信託受益権」等の適宜に設けた区分に応じた数量

- (10) その他の債務：適宜に設けた区分に応じた数量

※ 現金、預貯金、貸付金、未収入金、借入金、未払金については、本欄の記入は必要ありません。

7 「財産の価額又は債務の金額」欄

この欄には、それぞれの財産に係る「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」、それぞれの債務に係る「金額」を記入してください。また、上記「財産債務の区分」の⑥から⑨までの財産については上段にそれぞれの財産の取得価額を記入してください。

※ 財産債務の見積価額の算定方法（例示）については、「財産債務調書の記載例」の裏面をご覧ください。

8 「備考」欄

2以上の財産区分からなる財産を一括して記入する場合には「備考」欄に一括して記入する財産の区分等を記入してください。

9 「摘要」欄

この調書に記入した財産債務について、参考となる事項などを記入してください。

10 その他の留意事項

- (1) 「財産債務の区分」の⑪、⑮、⑰及び⑱に該当する財産又は債務のうち不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債権又は債務であり、かつ、その年の12月31日における価額又は金額が100万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数及び総額を記入して差し支えありません。

- (2) 「財産債務の区分」の⑭に該当する家庭用動産で、その取得価額が100万円未満のものである場合には、その年の12月31日における当該動産の見積価額については、10万円未満のものであると取り扱って差し支えありません。